

# 発行者の決定事項等に関する通知要領

## 【振替新株予約権の発行者】

2020年8月

第8版

株式会社証券保管振替機構

## 目次

第1 総説 .....	2
1. 本通知要領について .....	2
2. 通知方法 .....	2
3. 通知すべき時期 .....	2
4. 通知の変更・訂正・取消し .....	2
5. Target ほふりサイトによる通知の責任 .....	2
6. 障害発生時の取扱い .....	2
7. 加入者口座コードについて .....	2
第2 振替新株予約権の発行者の通知事項 .....	4
1. 新株予約権無償割当て .....	4
2. 非上場新株予約権の発行 .....	4
3. 取得条項付新株予約権の全部取得 .....	4
4. 取得条項付新株予約権の一部取得 .....	5
5. 自己新株予約権の消却 .....	5
6. 合併、株式交換、株式移転又は会社分割による新株予約権の承継 .....	5
7. 吸収合併 .....	6
8. 新設合併 .....	7
9. 吸収分割 .....	7
10. 新設分割 .....	8
11. 株式交換 .....	9
12. 株式移転 .....	9
13. 新株予約権の全部行使 .....	10
14. 上場廃止の原因となる事実の発生 .....	10
15. 届出事項の変更 .....	10
a. 上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止 .....	11
b. 新株予約権の行使期間の変更 .....	11
c. 新株予約権の行使価額の変更 .....	11
d. 新株予約権の行使請求受付場所の変更 .....	11
e. 株主名簿管理人の変更 .....	11
f. 新株予約権の行使に係る払込取扱場所の変更 .....	11
g. 新株予約権の目的である株式の数の変更 .....	12

## 第1 総説

### 1. 本通知要領について

本通知要領では、振替新株予約権の発行者の決定事項等に関する機構への通知事項や通知方法について説明しています。

### 2. 通知方法

振替新株予約権の発行者の決定事項等の通知は、全て、Target ほふりサイトを用いて電磁的に行うこととなります。機構が定める所定の書式に通知内容を記載してPDF化し、当該PDFをTarget ほふりサイトから提出してください。

### 3. 通知すべき時期

#### (1) 適時開示等の対象となる通知事項

適時開示又は法定公告の対象となる通知事項については、振替新株予約権の発行者の決議若しくは決定後に、適時開示又は法定公告を行った後、速やかに通知を行ってください。

#### (2) 適時開示等の対象とならない通知事項

適時開示又は法定公告の対象とならない通知事項については、振替新株予約権の発行者の決議若しくは決定後、速やかに通知を行ってください。

### 4. 通知の変更・訂正・取消し

#### (1) 通知事項の変更又は訂正

機構に通知した事項について変更又は訂正を行った場合には、通知書式「通知事項の変更・訂正」(ST98-46)に、変更又は訂正の内容を記載して、速やかに通知を行ってください。

#### (2) 通知事項の取消し

機構に通知した事項の取消しを行った場合には、通知書式「通知事項の取消し」(ST98-47)に、取消しを行う旨を記載して、速やかに通知を行ってください。

### 5. Target ほふりサイトによる通知の責任

Target ほふりサイトにより通知する内容については、通知を行った振替新株予約権の発行者の責任となります(Target ほふりサイトによる通知が遅延した場合及び通知された内容に誤りがあった場合等に生じる影響についての責任を含みます。)。Target IDの悪用等により、通知が不正に行われた場合であっても、機構は正当な通知として取り扱います。また、Target ほふりサイトによる通知を行わなかった場合に生じる影響についての責任についても、すべて振替新株予約権の発行者が負うものとします。

### 6. 障害発生時の取扱い

通信回線又はTarget システムの障害により、Target ほふりサイトによる通知ができない場合には、障害復旧までの間、FAX 又は書面による一時的な通知が必要となります。一時的な通知の対象とした通知内容については、障害の復旧後、あらためてTarget ほふりサイトによる通知が必要です。

### 7. 加入者口座コードについて

合併等において合併の対価を交付しない振替新株予約権を記録している口座を機構に対し通知する場合等においては、「加入者口座コード」の機構への通知が必要となります。「加入者口座コー

ド」とは、証券会社等の口座管理機関に口座を開設した場合に付与されることとなる、株式等振替制度において加入者の口座を特定するために機構が定める21桁のコードのことであり、口座管理機関コード（5桁）、顧客口所在コード（2桁）、及び加入者口座番号（14桁）から構成されます。加入者口座コードがわからない場合には、口座を開設する口座管理機関に御確認ください。

## 第2 振替新株予約権の発行者の通知事項

### 1. 新株予約権無償割当て

新株予約権無償割当てを決議した場合（発行する新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。）には、所定の書式の提出が必要となります。

また、振替新株予約権を初めて発行する場合には、振替新株予約権の同意に係る手続きが必要となります。以下の記載要領を参照のうえ、御対応ください。

なお、発行決議日の2週間前までに機構に対し、事前相談が必要となります。

株式等振替制度参加手続に係る提出書類及び記載要領<新株予約権用>

[http://www.jasdec.com/download/ds/kisaiyouryou\\_w.pdf](http://www.jasdec.com/download/ds/kisaiyouryou_w.pdf)

### 2. 非上場新株予約権の発行

非上場新株予約権の発行を決議した場合（発行する新株予約権が振替新株予約権の場合に限る。）には、所定の書式の提出が必要となります。

また、振替新株予約権を初めて発行する場合には、振替新株予約権の同意に係る手続きが必要となります。以下の記載要領を参照のうえ、御対応ください。

なお、発行決議日の2週間前までに機構に対し、事前相談が必要となります。

株式等振替制度参加手続に係る提出書類及び記載要領<新株予約権用>

[http://www.jasdec.com/download/ds/kisaiyouryou\\_w.pdf](http://www.jasdec.com/download/ds/kisaiyouryou_w.pdf)

### 3. 取得条項付新株予約権の全部取得

取得条項付新株予約権の内容として一定の事由が生じたことを条件に当該取得条項付新株予約権を取得する定めがあり、その全部を取得する場合において、次の場合には、所定の書式の提出が必要となります。

#### (1) 取得条項付新株予約権が振替新株予約権である場合

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
取得条項付新株予約権の全部取得	ST98-32-01	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに（※1）	取得条項付新株予約権の全部取得
公示情報（取得条項等）（※2）	ST98-19-01	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	取得条項付新株予約権の全部取得
取得条項付新株予約権の全部取得（新株予約権数確定後）（※3）	ST98-32-02	取得の対価を交付しない新株予約権の確定後、速やかに	取得条項付新株予約権の全部取得

（※1）全部抹消日の前日が新株予約権者確定日となります。当該確定日（休業日の場合には、実質上の確定日）の前営業日から起算して7営業日前の17時までに提出してください。

（※2）取得の対価として機構が取扱いをする株式等（以下「振替株式等」といいます。）を発行する場合のみ提出が必要となります。

なお、取得の対価として振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を発行する場合には、提出いただく通知書式が異なるため、お問い合わせください。

(※3) 取得の対価として振替株式等を発行する場合において、取得の対価を交付しない自己新株予約権を保有する場合のみ提出が必要となります。

(2) 取得条項付新株予約権が振替新株予約権でなく、取得の対価として振替株式等を発行する場合

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
取得条項付新株予約権の全部取得	ST98-32-01	決議後(適時開示を行う場合にはその後)、速やかに	取得条項付新株予約権の全部取得

#### 4. 取得条項付新株予約権の一部取得

取得条項付新株予約権の内容として一定の事由が生じたことを条件にその一部を取得する定めがあり、当該取得条項付新株予約権の一部を取得する場合(取得の対価として振替株式等を発行する場合のみ)には、以下の書式の提出が必要となります。

なお、取得条項付新株予約権が振替新株予約権であり、一部取得後に消却を行う場合には、「5. 自己新株予約権の消却」についても通知が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
取得条項付新株予約権の一部取得	ST98-33	決議後(適時開示を行う場合にはその後)、速やかに	取得条項付新株予約権の一部取得

#### 5. 自己新株予約権の消却

自己新株予約権の消却について決議した場合(自己新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。)には、以下の書式の提出が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
自己新株予約権の消却	ST98-34	決議後(適時開示を行う場合にはその後)、速やかに	自己新株予約権の消却

#### 6. 合併、株式交換、株式移転又は会社分割による新株予約権の承継

合併等により新株予約権を承継する場合(新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。)には、所定の書式の提出が必要となります。

##### a. 通知すべき者

- i. 合併等により新株予約権を承継（抹消）する発行者
- ii. 合併等により承継後の新株予約権を交付する発行者

(※) 新設合併、株式移転又は新設分割により承継後の新株予約権を交付する発行者については、振替新株予約権の同意に係る手続きが必要となります。

b. 通知書式等

- i. 合併等により新株予約権を承継（抹消）する発行者

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
合併等による新株予約権の承継（承継（抹消）会社）	ST98-35-01	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	合併等による新株予約権の承継
公示情報	ST98-44	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	合併等による新株予約権の承継

- ii. 合併等により承継後の新株予約権を交付する発行者

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
合併等による新株予約権の承継（承継後交付会社）	ST98-35-02	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	合併等による新株予約権の承継

7. 吸収合併

吸収合併の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合には、所定の書式の提出が必要となります。

a. 通知すべき者

- i. 吸収合併消滅会社
- ii. 吸収合併存続会社

b. 通知書式等

- i. 吸収合併消滅会社の通知

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
吸収合併（吸収合併消滅会社の通知）	ST98-36-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を発行する会社合併
公示情報	ST98-44	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を発行する会社合併
吸収合併（消滅会社の通知株式数確定後）(※)	ST98-36-02	吸収合併の対価の割当てを受けない株式数確定後、速やかに	振替新株予約権を発行する会社合併

(※) 吸収合併の対価の割当てを受けない株式がある場合のみ提出が必要となります。

- ii. 吸収合併存続会社の通知

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
吸収合併（吸収合併存続会社の通知）	ST98-36-03	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を発行する会社合併

## 8. 新設合併

新設合併の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合には、以下の書式の提出が必要となります。

### a. 通知すべき者

新設合併消滅会社

(※) 新設合併設立会社は、振替新株予約権の同意に係る手続きが必要となります。

### b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新設合併（新設合併消滅会社の通知）	ST98-37-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を発行する会社合併
公示情報	ST98-44	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を発行する会社合併
新設合併（新設合併消滅会社の通知 株式数確定後） (※)	ST98-37-02	新設合併の対価の割当てを受けない株式数確定後、速やかに	振替新株予約権を発行する会社合併

(※) 新設合併の対価の割当てを受けない自己株式を保有する場合のみ提出が必要となります。

## 9. 吸収分割

吸収分割契約の内容を決定した場合において、次の場合には、所定の書式の提出が必要となります。

(1) 吸収分割に際して吸収分割承継会社が交付する吸収分割承継会社の新株予約権が振替新株予約権である場合

### a. 通知すべき者

吸収分割承継会社（吸収分割に際して吸収分割承継会社の振替新株予約権を発行する場合のみ）

### b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
吸収分割（吸収分割承継会社の通知）	ST98-38-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を交付する会社分割



(2) 吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を吸収分割会社株主に交付する場合

a. 通知すべき者  
吸収分割会社

b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
吸収分割（吸収分割会社の通知）	ST98-38-02	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を交付する会社分割
吸収分割（吸収分割会社の通知 株式数確定後）（※）	ST98-38-03	吸収分割の対価の割当てを受けない株式数確定後、速やかに	振替新株予約権を交付する会社分割

（※）吸収分割の対価の割当てを受けない自己株式を保有する場合のみ提出が必要となります。

## 10. 新設分割

新設分割契約の内容を決定した場合において、次の場合には、所定の書式の提出が必要となります。

(1) 新設分割に際して交付する新設分割設立会社の新株予約権が振替新株予約権である場合

a. 通知すべき者  
新設分割会社

（※）新設分割設立会社は、振替新株予約権の同意に係る手続きが必要となります。

b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新設分割（新設分割会社の通知）	ST98-39-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を交付する会社分割

(2) 新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合

a. 通知すべき者  
新設分割会社

b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新設分割（新設分割会社の通知）	ST98-39-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を交付する会社分割

新設分割（新設分割会社の通知 株式数確定後）（※）	ST98-39-02	新設分割の対価の割当てを受けない株式数確定後、速やかに	振替新株予約権を交付する会社分割
---------------------------	------------	-----------------------------	------------------

（※）新設分割の対価の割当てを受けない自己株式を保有する場合のみ提出が必要となります。

## 1 1. 株式交換

株式交換の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合には、所定の書式の提出が必要となります。

### a. 通知すべき者

- i. 株式交換完全子会社
- ii. 株式交換完全親会社

### b. 通知書式等

- i. 株式交換完全子会社

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
株式交換（株式交換完全子会社の通知）	ST98-40-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を発行する株式交換
公示情報	ST98-44	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を発行する株式交換
株式交換（株式交換完全子会社の通知 株式数確定後）（※）	ST98-40-02	株式交換の対価の割当てを受けない株式数確定後、速やかに	振替新株予約権を発行する株式交換

（※）株式交換の対価の割当てを受けない株式がある場合のみ提出が必要となります。

- ii. 株式交換完全親会社の通知

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
株式交換（株式交換完全親会社の通知）	ST98-40-03	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を発行する株式交換

## 1 2. 株式移転

株式移転の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合には、以下の通知書式の提出が必要となります。

### a. 通知すべき者

株式移転完全子会社

（※）株式移転完全親会社は、振替新株予約権の同意に係る手続きが必要となります。

### b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
------	------	------	------------------------

株式移転（株式移転完全子会社の通知）	ST98-41	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を発行する株式移転
公示情報	ST98-44	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権を発行する株式移転

### 1 3. 新株予約権の全部行使

新株予約権の全部が行使された場合（新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。

#### <通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新株予約権の全部行使	ST98-42	新株予約権の全部が行使された後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	新株予約権の全部の行使

### 1 4. 上場廃止の原因となる事実の発生

金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が発生した場合には、以下の通知書式の提出が必要となります。

#### <通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
開示資料（※）	-	上場廃止の原因となる事実の発生後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	上場廃止等の原因となる事実の発生

（※）上場廃止の原因となる事実の発生については、通知書式はありません。

### 1 5. 届出事項の変更

機構に届け出ている事項のうち、以下に該当する変更が生じる場合には、所定の通知書式の提出が必要となります。

	変更内容
a.	上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止
b.	新株予約権の行使期間の変更
c.	新株予約権の行使価額の変更（※）
d.	新株予約権の行使請求受付場所の変更
e.	株主名簿管理人の変更
f.	新株予約権の行使に係る払込取扱場所の変更

g.	新株予約権の目的である株式の数の変更
----	--------------------

(※) 上場新株予約権の場合のみ手続きが必要となります。

<通知書式等>

a. 上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
届出事項変更（上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止）	ST98-43-01	上場日又は上場廃止日の決定後、速やかに	届出事項の変更

(※) 一部廃止の場合には、「14. 上場廃止の原因となる事実の発生」についても通知が必要となります。

b. 新株予約権の行使期間の変更

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
届出事項変更（新株予約権の行使期間変更）	ST98-43-02	決定後、速やかに	届出事項の変更

c. 新株予約権の行使価額の変更

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
届出事項変更（新株予約権の行使価額変更）(※)	ST98-43-03	決定後、速やかに	届出事項の変更

(※) 上場新株予約権の場合のみ提出が必要となります。

d. 新株予約権の行使請求受付場所の変更

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
届出事項変更（新株予約権の行使請求受付場所変更）	ST98-43-04	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	届出事項の変更

e. 株主名簿管理人の変更

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
届出事項変更（株主名簿管理人）(※)	ST98-43-05	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	届出事項の変更

(※) 振替株式の発行者として「ST98-17-06 届出事項変更（株主名簿管理人等の変更）」を提出済みの場合には、提出不要です。

f. 新株予約権の行使に係る払込取扱場所の変更

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
届出事項変更（新株予約権の行使に係る払込取扱場所変更）	ST98-43-06	決定後、速やかに	届出事項の変更

g. 新株予約権の目的である株式の数の変更

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
届出事項変更（新株予約権の目的である株式の数の変更）	ST98-43-07	決定後、速やかに	届出事項の変更